

議第12号

令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,625,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大作

2 病院事業債

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,145,000
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,145,000
2 市 債		480,000
	1 市 債	480,000
歳 入 合 計		1,625,000

歳 出

款	項	金額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		千円 1,625,000
	1 貸 付 金	480,000
	2 公 債 費	1,145,000
歳 出 合 計		1,625,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>480,000</p> <p>発行額が面額と発行額を加算した額を超過しないこと。発行価格は、その発行額を基礎として算出する。</p>	<p>証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。</p>	<p style="text-align: right;">%</p> <p>8.0以内</p>	<p>起債の日から据置期間を含め30年以内、元均等法により償還する。ただし、財政の都合その他により償還の方法を変更することができる。</p>